

倶知安町告示第112号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始について(告示)

公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、下記の通り告示する。

令和8年4月7日

倶知安町長 文字 一 志



記

- 1.業務名 倶知安町児童館・放課後児童クラブ運營業務委託
業務内容 倶知安町児童館・放課後児童クラブ運營業務委託仕様書のとおり
契約期間 契約日から令和11年3月31日まで
- 2.参加資格要件 参加する事業者は、次の全ての条件を満たしている者とする。
 - (1)市町村税に滞納がないこと。
 - (2)消費税及び地方消費税に未納がないこと。
 - (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ①会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ②民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
 - (4)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
 - (5)現に、倶知安町建設工事等競争入札の参加資格に関する手続要綱(平成13年倶知安町要綱第19号)その他の法令の規定による指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、この資格はないものとする。
 - (6)倶知安町競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されたものであること。(随時申請可能)なお、共同企業体による参加は認めない。
 - (7)北海道内に本店または支店、若しくは営業所等を有していること。
 - (8)過去3年以内に北海道内で放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の運營業務を履行した実績を有していること。

3.公示期間 令和8年4月7日(火)～令和8年4月17日(金)

4.参加表明書提出期限 令和8年4月17日(金) 午後5時30分(厳守)
提出先 倶知安町こども未来課こども支援係
提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は提出期限に必着とする。)

5.提案書の提出期限 令和8年5月15日(金) 正午まで
提出先及び提出方法 4. 参加表明書の提出と同じ

6.全体スケジュール

内容	日程・期限
要領等の公表期間	令和8年4月7日(火)～令和8年4月17日(金)
参加表明書の提出	令和8年4月7日(火)～令和8年4月17日(金)
質問書の提出	令和8年4月7日(火)～令和8年4月22日(水) 正午まで
質問の回答	令和8年5月1日(金)
企画提案書の提出	令和8年5月15日(金) 正午まで
プレゼンテーション	令和8年5月27日(水) 予定 ※詳細日時及び場所は参加者に後日連絡します。
選考結果通知の送付	令和8年6月上旬(予定)
契約手続き	令和8年6月中旬(予定)

※スケジュールは現時点の予定であり、変更になる場合もある。

7. その他

契約の締結においては、選考結果により最適な提案者が特定された者と当該業務の仕様書の内容に関する協議を行い、当該内容について合意の上、同者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

8. 事務局

倶知安町こども未来課こども支援係

〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地

電話 0136-55-6116(課直通) 担当 辺見

Email kodomoshien@town.kutchan.lg.jp